

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金交付申請書

(公衆浴場に該当する事業者用)

令和 5 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒												
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ												
		法人名又は屋号												
		代表者役職												
		フリガナ												
	代表者名	姓					名							
	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号										
		<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)	〒										
	担当者名	フリガナ						氏名	姓					名
	連絡先	固定電話						携帯電話						
事業概要	業種						事業内容							
	URL						E-mail							
	最近一年間における概算売上高						円							
	従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円							
	設立年月日	西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月							
対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記)	住所						名称							
伊達商工会議所等との関係	<input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたる(会員) <input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたらぬ(非会員)													

※継続支援関係とは、伊達商工会議所会員(特別会員を含む。)、又は壮瞥町商工会会員のことをいいます。本社・本店が伊達市以外の場合は、事業所の写真等(証拠書類)の提出が必要です。但し、継続支援関係にある場合は、提出を省略することができます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	浴場面積 (500㎡超)		浴場面積 (500㎡以下)	
	<input type="checkbox"/>	20万円	<input type="checkbox"/>	10万円

浴場面積(一般公衆浴場分)のわかる書類の写しが必要です。

但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と区分に変更がない場合は、提出を省略することができます。

(注)裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行		店名	預金種目	口座番号（右詰めで記入）				
		信用金庫 信用組合 協同組合		本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
	金融機関コード(※)				店番号				(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。	
口座カナ名義	(カタカナ)									

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

但し、継続支援関係にあり、令和4年度に申請した「伊達市原油価格・物価高騰対策支援金」と同じ口座に振込を希望される場合は、通帳の写しの提出を省略することができます。

【宣誓・同意】

下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市エネルギー価格高騰対策店舗等維持費支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

基本提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 確定申告書等
(決算書・収支内訳書・法人事業概況説明書等を含む) | <input type="checkbox"/> 帳簿書類等(営業実態がわかるもの) |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ) | <input type="checkbox"/> 通帳の写し(表紙と通帳を見開いた1、2ページ) |
| <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ) | |

※添付書類については、実施要領や申請の手引きを確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 (基本額)	円
----------------	---

審査	担当

※事務局受付印